



## 【よくあるご質問】

### 学校統合に伴う通学区域緩和制度と兄弟姉妹がいる場合

Q1

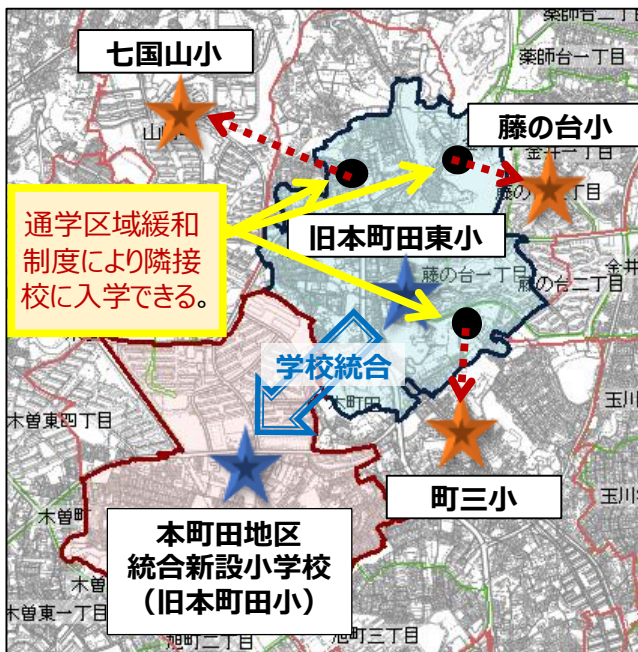
住所で決められた学校（以下：指定校）が統合される予定ですが、指定校とは異なる学校に入学することは可能ですか？

A1

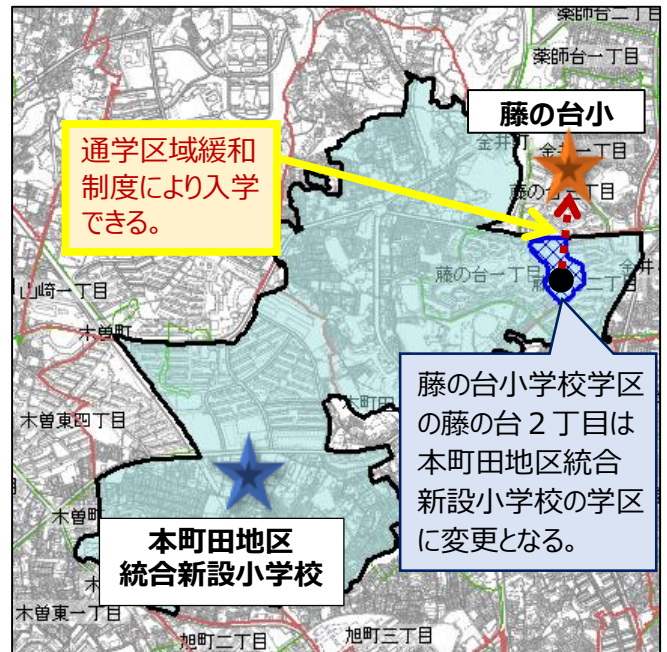
通学区域緩和制度を利用すれば、指定校以外の学校への入学を希望することが可能です。この制度では、小学校の場合は指定校に隣接する学区の小学校に受入枠がある場合、申請することができます。（自宅から希望校までの距離が1.5km未満であれば隣接していなくても可）

なお、受入枠を超える申請があった場合は抽選となりますが、近年抽選を行う学校は年間1～2校程度です。

● → 居住地



学校統合の事例



学区変更の事例

Q2

指定校は統合対象校ですが、通学区域緩和制度により統合対象校ではなく隣接校に通学しています。指定校の学区が統合された後もそのまま隣接校に通えますか？ また中学校もその学校が継続する中学校に入学できますか？ 弟（妹）がいますが、同じ学校に通うことはできますか？

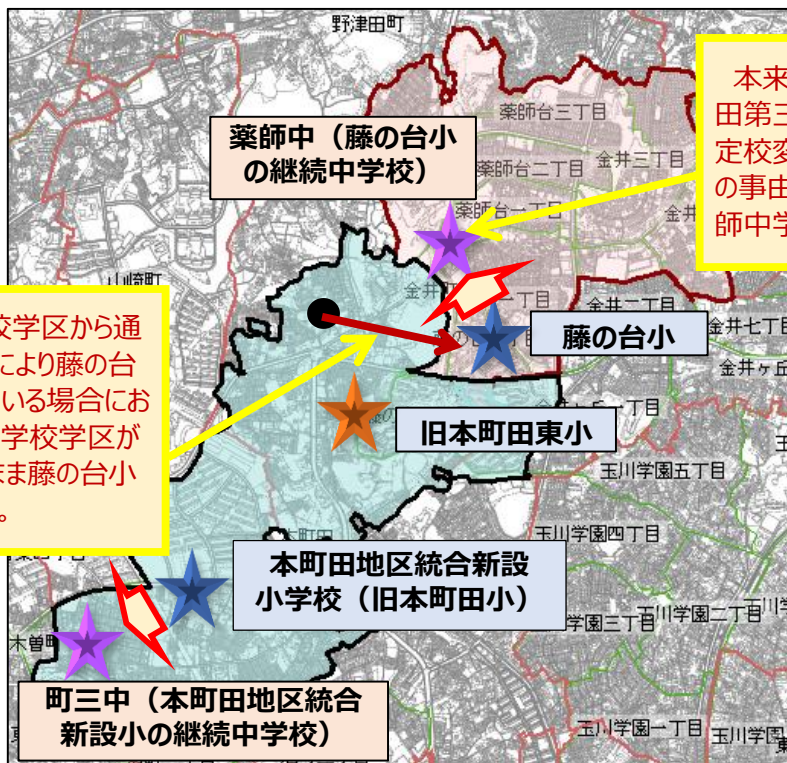
A2

通学区域緩和制度により指定校以外の学校へ通学している方は、仮に指定校の学区が統合されても、そのままその学校に通うことができます。また中学校もその学校が接続する中学校に通うことができます。

弟（妹）がいる場合ですが、兄（姉）が在学中は指定校変更制度により、弟（妹）は兄（姉）と同じ学校に通うことが可能です。兄（姉）が卒業後に兄（姉）と同じ学校に通いたい場合は、通学区域緩和制度により通うことが可能です。（ただし、受入枠を超える申請があった場合は抽選となります。）



● → 居住地



本来の中学の指定校は町田第三中学校であるが、指定校変更制度の小中継続の事由に該当するため、薬師中学校へ入学できる。

本町田東小学校学区から通学区域緩和制度により藤の台小学校に通学している場合において、本町田東小学校学区が統合されてもそのまま藤の台小学校に通学できる。

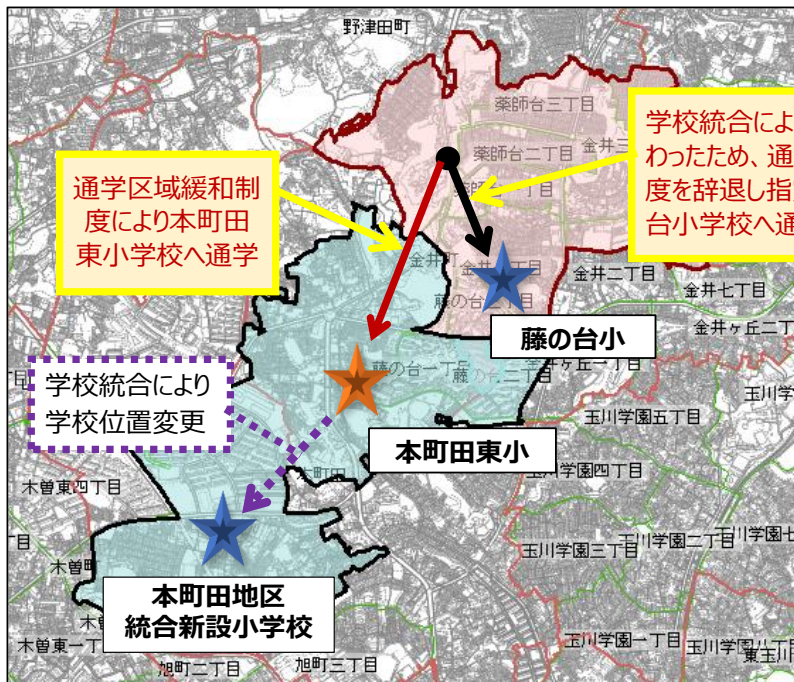
Q3

通学区域緩和制度で通っていた学校が、統合され学校位置が変わり、遠くなります。指定校に転入したいのですが可能ですか？

A3

通学区域緩和制度を利用して、指定校以外の学校へ通学している場合、通常は入学後の辞退は認められませんが、学校統合により学校の場所が変わった場合は、例外として辞退を認めています。町田市教育委員会学務課（TEL042-724-2176）にご相談ください。

● → 居住地



通学区域緩和制度により本町田東小学校へ通学

学校統合により学校位置が変わったため、通学区域緩和制度を辞退し指定校である藤の台小学校へ通学

学校統合により学校位置変更



Q4

通学区域の変更で未就学の弟（妹）の指定校が変わりました。兄（姉）と兄弟姉妹で別々の学校に通わなければならないのですか？

A4

兄（姉）が在学中は指定校変更制度により、弟（妹）は同じ学校に通うことが可能です。兄（姉）が卒業後に兄（姉）と同じ学校に通いたい場合は、通学区域緩和制度により通うことが可能です。（ただし、受入枠を超える申請があった場合は抽選となります。）




弟（妹）の指定校は、忠生第三小学校となるが、兄（姉）が在学中は、指定校変更制度により本町田地区統合新設小学校へ通学可能となる。


兄（姉）が卒業後は通学区域緩和制度により、通学可能となる。（ただし、受入枠を超える申請があった場合は抽選となる。）

兄（姉）は在校生の特例措置により、本町田地区統合新設小学校へ通学


～ 新たな学校づくりの情報はこちらからご確認いただけます ～




本町田地区の検討状況



通学区域緩和制度



ホームページを確認してみよう！



町田第三小学校、本町田東小学校及び本町田小学校の学校統合、仮校舎への通学及び在校生の学区外通学制度等について（パンフレット）